

栃木県文化振興基金助成金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する文化振興基金助成金（以下「助成金」という。）については、栃木県文化振興基金助成事業実施要領（平成21年9月1日付け県文第136号。以下「実施要領」という。）及び栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 助成金を交付する事業の名称は「文化活動等助成事業」、「地域伝統文化継承事業」、「頑張る若手芸術家応援事業」及び「とちぎの文化の新たな魅力創造・発信助成事業」とし、助成金の交付の目的、事業の内容、対象事業者、助成率及び助成限度額は、次表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

名称	交付の目的	事業の内容	対象事業者	助成率	助成限度額
文化活動等助成事業	県民の自主的な文化活動を促進し、文化活動により本県の地域づくりや魅力アップを図る	実施要領第2別紙1-1に掲げる事業	県内に活動拠点を置く民間団体	助成対象経費の1/2以内	500千円 ※ただし、知事が特別に認める場合については1,000千円
地域伝統文化継承事業	地域文化の伝承と活性化を図る	実施要領第2別紙1-2に掲げる事業	国指定・国選択・県指定・市町指定の無形民俗文化財の継承・伝承事業を実施（計画）している団体	市町補助額と同額以下、かつ助成対象経費の4/10以内	500千円 ※ただし、知事が特別に認める場合については1,000千円
頑張る若手芸術家応援事業	とちぎの文化を担う人づくりを推進するため、若手芸術家の育成を図る	実施要領第2別紙1-3に掲げる事業	本県在住、在勤又は本県出身（出生地である、又は通学歴がある）であって、事業年度初日において39歳以下である若手個人	助成対象経費の1/2以内、かつ助成対象経費から入場料等収入を除いた額以内	200千円
とちぎの文化の新たな魅力創造	他分野連携による文化の新たな魅力創造及び発信を行い、地域の文化芸術活動の活性化を図る	実施要領第2別紙1-4に掲げる事業	県内に活動拠点を置く民間団体等	助成対象経費の1/2以内	500千円

・ 発 信助 成事 業					
----------------------	--	--	--	--	--

(交付の申請)

第3条 助成金等の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 申請書の名称	様 式	部 数	申請書に添付す べき書類の名称	様 式	部 数	提出期限	経 由 機 関
文化振興基 金助成金交 付申請書	規則の別記 様式 第1	1	1 事業計画書	実施要領の 附表1-1 又は1-2又は 1-3又は1-4	1	知事が別 に定める 日	
			2 収支予算書	実施要領の 附表2-1 又は2-2又は 2-3又は2-4	1		

(助成条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更又は助成事業の内容の変更（第5条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 第4条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目及び事業種類を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業費又は事業量の20%以上の変更をすること。

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式1）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の 名称	様 式	部 数	報告書に添付す べき書類の名称	様 式	部 数	提出期限
文化振興基金助成金 実績報告書	規則の別記 様式 第2	1	1 実績報告書 2 収支決算書	別記様式 2-1又は2-2 又は2-3又は 2-4 別記様式 3-1又は3-2 又は3-3又は 3-4	1 1	事業完了後 30日以内

(補助金の請求)

第8条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表の定めるところによる。

提出すべき請求書の 名称	様 式	部 数	請求書に添付す べき書類の名称	様 式	部 数	提出期限
文化振興基金助成金 交付請求書	規則の別記 様式 第4	1	交付決定通知書 の写	-	1	別に定める 期日

(書類の整備等)

第9条 規則第23条で規定される帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限期間)

第10条 規則第24条第1項ただし書きの規定による財産処分の制限をする期間は、助成事業者等が助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成14年3月25日文部科学省告示第53号）を準用する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

この要領は、平成23年1月12日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

この要領は、平成29年度分の助成金から適用する。

この要領は、令和2年度分の助成金から適用する。

この要領は、令和3年度分の助成金から適用する。

この要領（押印の廃止に係るものに限る。）は、令和3年度分の助成金から適用する。

この要領は、令和4年度分の助成金から適用する。

この要領は、令和5年度分の助成金から適用する。

この要領は、令和7年度分の助成金から適用する。